

令和5年第2回（6月）大磯町議会定例会

報 告 第 1 号 参 考 資 料

令和5年5月23日

令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書について

資 料

令和4年度大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書概要説明

【報告第1号】……1～9

- [戸籍住民基本台帳運営事務事業]（町民課）
- [新型コロナウイルスワクチン接種事業（その2）]（スポーツ健康課）
- [し尿処理事業]（美化センター）
- [農業振興普及事業]（産業観光課）
- [大磯駅前広場整備事業]（都市計画課）

令和4年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

戸籍住民基本台帳運営事務事業

2. 予算科目

(款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民基本台帳費 (目) 1 戸籍住民基本台帳費
(節) 12 委託料 (細節) 17 システム改修委託料

3. 事業概要

戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とする戸籍法及び関連法律の一部改正に伴う戸籍システムの改修を行うため、国が構築する戸籍情報連携システムと町の戸籍システムを連携するために必要な機器を導入し、町の戸籍システムの接続の設定変更等を行う。

- ・契約工期（当初）：令和4年12月27日～令和5年3月31日
- ・契約業者：富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店

4. 所管課

町民課

5. 事業経過・繰越理由

本事業の実施においては、国が提示する計画に基づいて、令和4年度当初予算にて事業費を予算化したが、改修作業に必要な国の戸籍情報システム標準仕様書の提示が遅れたことにより、年度内に事業が完了しないことから、令和5年3月議会補正予算にて、令和5年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

- ・変更契約工期：令和4年12月27日～令和5年6月30日
- ・完了（予定）日：令和5年6月30日

令和4年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

新型コロナウイルスワクチン接種事業（その2）

2. 予算科目

（款）4 衛生費 （項）1 保健衛生費 （目）2 予防費

（節）11 役務費 （細節）4 手数料

（節）12 委託料 （細節）30 予防接種委託料

3. 事業概要

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業を実施するため、会計年度任用職員の採用や電話相談、接種予約を行うコールセンターの設置、接種券等の印刷など接種体制の整備等を行う。

4. 所管課

スポーツ健康課

5. 事業経過・繰越理由

新型コロナウイルスワクチン接種に係る神奈川県国民健康保険団体連合会への支払いを行うにあたり、年度内に事業が終了しないことから、令和5年3月議会補正予算にて、令和5年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

・完了（予定）日：令和5年6月30日

令和4年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

し尿処理事業

2. 予算科目

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費 (目) 3 し尿処理費
(節) 10 需用費 (細節) 6 修繕料

3. 事業概要

し尿処理施設の処理水槽で発生する臭気を脱臭するための、水槽臭気脱臭ファンの回転数等を制御するインバーター設備が故障しているため、交換を行う。

- ・契約工期（当初）：令和4年11月1日～令和5年3月31日
- ・契約業者：株式会社クリタス 神奈川営業所

4. 所管課

美化センター

5. 事業経過・繰越理由

し尿処理施設水槽臭気脱臭ファンを制御するインバーター設備が故障し、修繕工事を発注したが、世界的な半導体供給不足の影響で、年度内に事業が完了しないことから、令和5年3月議会補正予算にて、令和5年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

- ・変更契約工期：令和4年11月1日～令和6年3月15日
- ・完了（予定）日：令和6年3月15日

6. 位置図

別紙

令和4年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

農業振興普及事業

2. 予算科目

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) 3 農業振興費

(節) 18 負担金、補助及び交付金 (細節) 53 農業者肥料価格高騰等緊急支援
補助金

3. 事業概要

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、農業者の肥料購入費に対し補助金を交付する。

4. 所管課

産業観光課

5. 事業経過・繰越理由

本事業は、国及び県も同様の補助制度を実施しており、高騰した肥料購入費に対し支援するものである。今回、補助制度の実施期間が延長されたことに伴い、年度内に事業が完了しないことから、令和5年3月議会補正予算にて、令和5年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

・完了（予定）日：令和6年3月31日

令和4年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

大磯駅前広場整備事業

2. 予算科目

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費 (目) 1 都市計画総務費
(節) 21 補償、補填及び賠償金 (細節) 1 補償費

3. 事業概要

大磯駅前広場の整備を行うに当たり、既存建物の除却及び除却によって生ずる損失について、所有者に対する補償を行う。

4. 所管課

都市計画課

5. 事業経過・繰越理由

物件の所有者間の協議及び除却工事業者の選定等に不測の期間を要し、既存建物の除却工事が遅れたため、年度内に事業が完了しないことから、令和5年3月議会補正予算にて、令和5年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

・完了（予定）日：令和5年9月30日

6. 位置図

別紙



【繰越明許費 議案写】

議案第 14 号

令和 4 年度大磯町一般会計補正予算（第 9 号）

令和 4 年度大磯町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 43,454 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,869,001 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 2 月 13 日提出

大磯町長 池田 東一郎

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳運営事務事業	4,578
3 民生費	2 児童福祉費	大磯町立幼稚園認定こども園移行事業	24,948
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業(その2)	2,958
4 衛生費	2 清掃費	し尿処理事業	495
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興普及事業	2,731
8 土木費	4 都市計画費	大磯駅前広場整備事業	25,413

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
令和5年4月1日から契約の履行を必要とする業務〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕	令和4年度～令和5年度	令和5年4月1日から契約の履行を必要とする業務〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕にかかる金額